

平成30年度事業計画書

一般財団法人 日本自転車普及協会

平成 30 年度 事業計画書

I. 事業の概要

自転車は近距離交通手段・運搬手段としての利便性・経済性が高く、通勤・通学・買い物等広く市民生活の中で利用されてきた。加えて、現代人の健康志向を受けてスポーツ・レクリエーションの用具としての活用も高まってきている。また近年、地球温暖化防止が世界的な緊急課題となってきている中、その対策の一つとして自転車の無公害・省資源性が注目されていることなどから、一層の自転車利用が進んでいる。

しかしながら、自転車乗用環境はいまだ十分に整備されておらず、自転車利用者のモラルの低下などによる鉄道駅周辺や商店街地区等に見られる自転車の大量放置問題も十分に改善されているとは言い難い状況にある。また、交通ルール・マナーに関する教育も十分とは言えず、取り締まりも追いついていない中、自転車交通事故の減少は鈍く、未だに交通事故の約 2 割で推移している。特に歩道上においての人と自転車の事故が目立っており、事故の補償を巡るトラブルの増加、賠償金の高額化など、深刻な社会問題となっている。

こうした中、平成 27 年 6 月 1 日より改正道路交通法の一部が施行され、信号無視、酒酔い運転などの違反を繰り返す悪質な自転車運転者に対し、安全講習の受講が義務付けられ、自転車の安全利用促進に繋がることが期待されるが、違反者のみならず、一般の児童・生徒・学生・社会人・高齢者が、自転車の安全利用や健康効果について適切に学べる機会をより一層充実することも求められている。また自動車運転者に対しても、自転車が車両の仲間であり、車道通行が原則であることや、相互安全への意識を啓発して行く必要がある。

加えて、平成 29 年 5 月 1 日付で、議員立法による『自転車活用推進法』が施行され、当会が自転車月間推進協議会事務局として普及啓発してきた「5 月 5 日は自転車の日」「5 月は自転車月間」ということが、同法第 14 条において新たに定められた。

同法第 12 条では、国土交通省に『自転車活用推進本部』を設置し、国土交通大臣を本部長と定め、総務大臣・文部科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣・環境大臣・内閣官房長官・国家公安委員長を自転車活用推進本部員に任命している。

同本部では現在、平成 30 年夏以降に『自転車活用推進計画』発表を目標に準備を進めていることから、本会としても同法の趣旨に基づき、関係省庁や地方自治体と積極的に連携して、自転車駐車場の整備や専用レーンの設置をはじめとする自転車の乗用環境の整備を積極的に押し進めていくとともに、さらなる道路交通法等関連法規の見直しを提起し、併せて自転車利用者に対し交通規則遵守、マナーの向上を促す啓発活動を実践していくことが重要となっている。

このような認識のもと、国民が自転車を安全かつ快適に利用できる環境の早期実現を目指し、自転車利用により得られる様々な社会的効用を広めるため、当会が運営する「自転車文化センター」を広く一般市民を対象とした情報発信拠点のひとつとすると共に、自転車安全利用の普及啓発、環境の整備促進等に関する事業を関係各方面の協力を得て実施していくものとする。

1. 自転車競技の普及促進及び競技力向上に資する事業【※】
 - (1) ツアー・オブ・ジャパン開催に関する事業
 - (2) ツアー・オブ・ジャパン富士山・東京ステージ開催及び広報に関する事業
2. 自転車安全利用等、自転車と人にやさしい健康で安全な社会づくりを推進する事業
 - (1) 自転車月間推進事業【※】
 - (2) 自転車文化センター運営事業【※】
 - (3) バイコロジー推進事業【※】
 - (4) セミナー開催
 - (5) 自転車ポタリング
 - (6) 自転車利用実態調査
 - (7) 環境イベントとの連携事業
 - (8) サイクルツーリズム推進事業
3. 自転車・モーターサイクル・障害者スポーツの支援に資する事業【※2】
 - オフィシャルメカニックサポートトラック開発研究事業
4. 自転車 ADR 事業
5. 自転車関連機器の普及等事業
6. 財団の運営に関する業務

II. 実施内容

1. 自転車競技の普及促進及び競技力向上に資する事業【※】

5月の「自転車月間」の主要行事として、我国における自転車競技の普及発展に資するため、UCI(国際自転車競技連合)公認の日本唯一の都府県をまたぐステージレース「2018 ツアー・オブ・ジャパン」自転車ロードレースを、平成30年5月20日～5月27日に開催する。UCIクラス2.1へのランクアップにより、トップレベルの選手が集うプロチームの参加が可能となり、海外チームからも出場オファーが多数寄せられる大会となった。これにより、一般観客に向けた自転車競技の普及促進、既存ファンの満足度向上、新規ファンの獲得、さらに海外の強豪選手と共にレースを走ることにより国内選手の自転車競技レベルの向上が図られる。コースについては、堺、京都、いなべ、美濃、南信州(飯田市)、富士山(小山町)、伊豆、東京の全8ステージ(最大日程の8連戦)、総走行距離743.75kmで、国内8チーム、外国8チーム計96人の選手参加により実施する。

観客増への対応や2020東京五輪自転車ロードレース開催への機運醸成も視野に入れ、堺・富士山・伊豆の3ステージで、コース設定の一部改良を実施する。

本大会は公道を使用して行うレースであり、広く一般に対し、いまだ軽視されがちな「自転車は軽車両である」という認識を高め、自転車走行環境の整備、利用者の交通ルール遵守、走行マナー向上等の重要性の周知を図り、さらに、身近である乗り物「自転車」によるロードレースを通し、その魅力・素晴らしさや可能性をPRすることで、我が国の自転車市民権の確立を目指す。

本大会の開催に際しては、これまで長年に渡って多くの団体・企業・組織の方々から多大なるご支援を受けてきたが、本年度も継続してNTN株式会社(※東証一部上場の

国内第2位・世界第4位のベアリングメーカー)から2回目となる大会冠協賛のご支援を頂くことになった。自転車ロードレースの持つ魅力が広く一般に浸透・支持されてきていることと、TOJが取り組んできた地域貢献活動が認められた結果であり、我が国における自転車スポーツの更なる発展につながるものと期待される。

また、本大会を開催している地域の知名度の向上、大会を観光資源の一つとしたスポーツツーリズムの確立、地域の文化や経済の活性化に繋がる地域興しのモデルケースとなるよう努めていく。

(1) ツアー・オブ・ジャパン開催に関する事業

全ステージに関わる共通運營業務として、参加チームの招聘、宿泊・輸送に関する業務、競技の運営に関する業務、競技機材の設営・設置業務、各ステージ実行委員会との連絡調整業務を行う。

(2) ツアー・オブ・ジャパン富士山・東京ステージ開催及び広報に関する事業

富士山・東京ステージの会場設営、警察を始めとする関係機関との連絡調整業務、大会運營業務を行う。

富士山ステージでは、2020 東京五輪自転車ロードレースへの盛り上げ機運醸成のため、地元・小山町役場や静岡県等の関係自治体と連携を深め「富士スピードウェイ」外周コースもステージレース区間に加える。

東京ステージでは、自転車活用推進法の PR を目指したパレード走行の実施に加え、本年度初めての試みとしてスタート地点「日比谷公園」におけるレーススタート後の「パブリックビューイング会場」を設置し、ファンサービスを拡大することにより、一般観客やマスコミへさらなる自転車競技の PR を行う。

また、大会広報業務として各種印刷物の作成、大会総集編のテレビ放映、会場内広報業務、プレス対応業務及び賞典業務を行うほか、レース映像のライブストリーミング配信を行い、来場している観客だけでなく、一般の方にも自転車ロードレースの観戦機会を創出することで、ファンの拡大を図る。

さらに、大会をグレードアップするため、国内外の自転車競技事情に精通した有識者を大会事務局に迎え、運営強化を図る。

加えて、アメリカプロバスケットボールリーグやヨーロッパプロサッカーチームグッズ等の制作ノウハウを取り入れ、本大会グッズをより一層充実させることで、一般観客サービスの向上、またグッズを通して大会の PR を実施する。

本年度は、2020年東京五輪開催までいよいよ残り2年を切るタイミングであり、現在東京五輪自転車ロードレース競技関係者から本会事務局に対して本大会に関する連携・ノウハウ提供に関する問合せや依頼が増えてきていることから、「ALL JAPAN」の取り組みである東京五輪と自転車ロードレース種目運営準備に関する支援も可能な限り実施することを目指すと共に、本大会の魅力を増すことに繋がる新規ステージ開催候補地も模索する。

2. 自転車安全利用等、自転車と人にやさしい健康で安全な社会づくりを推進する事業

(1) 自転車月間推進事業【※】

自転車を安全に利用するための環境整備や正しい乗り方の普及啓発を目的として制定された自転車月間の趣旨を広く知らしめるため、5月5日に自転車の日記念行事「サイクルドリームフェスタ 2018」を、大勢の来場が見込め、自転車試乗会などが実施できる聖徳記念絵画館前通り(新宿区霞ヶ丘町)において開催する。周辺環境と交通アクセスに恵まれた同所での開催により、直近3年間出展社・来場者共に連続して増加していること、毎年同じ場所で開催することで、広く一般への周知が広がり「また来たい」という意見も多いことから、今年度もさらに出展社を増やし、自転車専門誌やフェイスブックなどを利用し広報を充実させ、さらなる来場者の増加を図り、2020年の東京オリンピック開催に向けた自転車道の整備等に繋げていけるイベントを目指す。

また、平成29年5月1日付で施行された「自転車活用推進法」第14条で「5月5日は自転車の日」・「5月は自転車月間」と定められたことを受けて、国土交通省内に設置された自転車活用推進本部や地方自治体等関係機関と連携して、より一層自転車の有効活用と利用促進の普及啓発に努める。

- ① 自転車交通安全教室
 - ② 自転車安全走行シミュレーターコーナー
 - ③ 自転車キッズ検定
 - ④ 自転車体験試乗会(高級スポーツバイク、電動アシスト車、子供用自転車)
 - ⑤ おもしろ自転車試乗会
 - ⑥ 自転車メンテナンス講座
 - ⑦ バイコロジー活動／ツアー・オブ・ジャパンPR
 - ⑧ 発電自転車体験
 - ⑨ 協賛ブース展示
 - ⑩ スタンプラリー
 - ⑪ 各種トークショー
- 等の内容で実施する。

また、自転車月間事業を円滑に推進するため、自転車月間推進協議会総会を適宜開催する。

(2) 自転車文化センター運営事業【※】

自転車に関する総合情報提供施設「自転車文化センター」を拠点に、地域を始め広く一般市民を対象に、自転車に関する正しい認識と理解を深め、自転車文化を醸成するため、次の事業を行う。

① 自転車に関する総合情報提供事業【※】

自転車に対する市民の関心は高く、各種自転車情報収集のニーズがあるため、国内外の自転車関連資料及び情報の調査・収集を行う。

収集した資料・情報は、データベースで管理し、研究成果と併せて、展示やスタッフの対応を通して来館者に提供する。

また、自転車文化センターのホームページにおいて成果を広報する。

② 自転車に関する企画展の実施【※】

乗り手の体格や用途に合わせてオーダーメイドで創る高い技術を持った職人・専門メーカー等が製作した自転車・パーツの展示会「ハンドメイドバイクル展」は、職人の匠の技を直接体感出来る質の高い展示会であり、近年では連続して出展社も増加しており、来場者の様々なニーズにも対応できるなど満足度も高まってきている。日本の伝統工芸である自転車製作の技を、自転車初心者の方に周知出来る様、「見て」「聞いて」「話して」「体験」出来る様、自転車産業の振興と人にやさしい健康で安全な社会作りの推進を目指すイベントを開催する。

③ 自転車に関するテーマ展示【※】

来館者に対して自転車の魅力を紹介し、新たな活用方法を知ってもらい、さらに自転車ファンを増やすことを目的として、下記のテーマ案を元に館内ギャラリー・ライブラリーで展示を実施する。

(テーマ案)

- ・『自転車月間 PR(「サイクルドリームフェスタ」「第 21 回ツアー・オブ・ジャパン)」』
- ・『子供用自転車』展
- ・『世界の自転車展 ～欧州以外で作られた自転車～』
- ・『日本の実用自転車』展
- ・『CYCLE クラシックポスター』展
- ・『多機能自転車』展

上記の中から4つのテーマ展示、その他特別展示などを実施しながら展示の拡充を図る。

④ 自転車教室(楽しさと安全利用)【※】

自転車の仕組みや、特性、ルールや安全で楽しい乗り方など、自転車の健全な普及啓発を図るため、一般の人々が参加・体験できる出張教室を開催する。

今年度は、小中学生を対象に「夏休み自転車教室」を開催し、自転車の素材・構造・ルールとマナーなど、自転車独特のしぐみを体験・分解などを行いながら、特別キットを用いて詳しく解説し実施する。自転車の楽しさや素晴らしさに加え、自転車の特性、点検等の知識を正しく教える機会を提供する事で、安全で楽しい自転車の乗り方や関心を高める。

また、地方自治体やシルバー人材センター、小中学校PTA等からの依頼に応え、自転車シミュレーターを活用し、若年層や高齢者等参加者の自転車利用状況に合わせた内容、特に高齢者対象には実技をふまえた出張自転車交通安全教室を、適宜開催するほか、自転車の乗り方指導からサイクリングの楽しさの講習なども併せて開催する。

⑤ 自転車常設企画展示

年間約 50 万人が来館する「科学技術館」(千代田区北の丸公園内)2 階に、歴史的自転車実物等の展示室『自転車広場』を出展する。【※】

また、年間約 10 万人が来場する日本サイクルスポーツセンター及び 250mトラックによる自転車競技場「伊豆ベロドローム」(静岡県伊豆市)において、歴史的自転車と当センターの施設紹介展示を行う。

これらの施設に来場する社会科見学の小中学生や家族連れ、および自転車競技関係者に対して、展示を通じて自転車文化の醸成と理解促進を図る。

⑥ 自転車利用環境調査研究【※】

自転車について、歴史や交通安全対策、事故防止策、またスポーツやレジャー等余暇を楽しむ道具として、幅広く様々な情報提供・提案が求められている。このため、自転車文化や歴史の継承、自転車に関する法改正や取り巻く環境等、所蔵資料の解読や街頭並びに実技講習等での各種データ収集とその解析、各種イベントの参加を通じて新たな知見・技術・方法の掘り起しを行い、これらの成果を報告書として発行・各種雑誌への投稿・専門学会での発表等で広報している。今期においては、来館者及び一般の方の興味・関心が高く、最も問合せが多い「平成 16 年度日本で製作・販売された自転車のブランド名に関する調査研究報告書」の発行以降のブランドマークを収集した追加最新版の作成することとする。こうした活動を通して、マスメディアからの取材、国や地方自治体・公益団体・民間企業等からの協力要請が期待され、自転車文化センターが情報発信基地としてより一層の地位向上が図られる。

(3) バイコロジー推進事業【※】

自転車と人にやさしい健康で安全な社会作りを推進する活動や地球環境にやさしいなど数々の利点を持つ自転車の活用を一層進めるバイコロジー運動推進事業「バイコロジー＝バイク(自転車)+エコロジー」については、『自転車活用推進法』第 8 条における自転車活用の推進に関する重点施策として掲げられている 15 項目のうちの複数に合致していることから、より一層の自転車活用推進を目指した事業を全国で展開して行く。また、本事業を円滑に推進するため、バイコロジーをすすめる会総会を開催する。

① バイコロジー地方組織開催事業

全国 27 バイコロジー地方組織と連携を取り、「全国統一自転車利用促進キャンペーン」(「春の全国交通安全運動」「5 月自転車月間」「秋の全国交通安全運動」の年 3 回)、「自転車による福祉・健康増進事業」を行う。キャンペーンに際しては、自転車安全啓発品を作成し、各バイコロジー組織のメンバーが駅前や街頭などにおいて、広く一般市民に対して啓発品を直接手渡ししながら、自転車の安全利用を呼び掛ける。

加えて自転車安全教室やサイクリング大会等をそれぞれの地域で開催し、自転車を安全に楽しく利用してもらうための正しい知識を訴え、意識の向上を図る。

また、事前・事後の情報発信を、バイコロジーホームページを通じて行い、全国的なバイコロジー運動の浸透を図る。

② バイコロジー地域リーダー育成セミナー

自転車を安心して乗ることが出来る環境づくりや、今後の自転車のあり方等を一般の方へ伝えるためのカリキュラムに基づいたセミナーを開催することにより、地方におけるバイコロジー運動のリーダーを育成し自転車市民権運動の活発化を図る。

本年度は、平成 29 年 5 月 1 日付で施行された「自転車活用推進法」の具体的な

計画・取組方等について、自転車活用推進本部関係者を講師に招いて聴講するセミナーの実現を目指す。

(4)セミナー開催

新しい自転車利用の社会的認知を図るとともに、高付加価値自転車の普及等を目的として、自転車利用による地球環境への負担軽減、サイクルスポーツによる健康増進や青少年の健全育成、文化・技術面、交通事故対策、交通ルールの遵守、走行環境整備など、「自転車が果たす社会的な役割」を広く一般に啓発し、様々な問題を共に考える場として、有識者を講師として招き、セミナーを計8回程度開催する。

(5)自転車ポタリング

自転車の安全で正しい利用方法や、自転車でのちょっとした散歩のような楽しみ方の普及を目的とした参加体験型の「ポタリング」を、東京近郊で年1回程度開催する。実施にあたっては、事前に交通規則等の講習会を実施し、走行中は、ルール遵守の啓発を併せて行い、「自転車は車両の仲間」であることを実感していただきながら、心身をリフレッシュする楽しい余暇としての自転車利用を提案する。

(6)自転車利用実態調査

① 自転車走行状況調査

自転車は車道の左側走行が原則であるが、東京都内における自転車の走行状況等の実態を把握するため、実際の走行空間、危険走行の実態等を調査し、その状況を本会ホームページで公開することにより、一般の方に車道走行を認知していただくことを目的に行う。調査は、自転車利用者の多い複数の地点において、毎日(土日、祝日等は除く)午前・午後各1回実施し、ルール・マナー遵守等の啓発を図る。

なお、調査を開始してから数ヶ年分のデータが蓄積されてきたため、年度毎の比較・分析(車道及び歩道の走行率、雨天時のレインコート着用率等)も併せて行う。

② 自転車乗用環境実態調査

自転車を取り巻く環境は、厳しさを増している昨今、東京都内における自転車利用における乗用環境の実態を把握するために、駐輪状況(放置含む)・自転車レーンの確認および危険箇所の選定(交差点など)等を調査し、その状況を本会ホームページで公開することにより、一般の方が快適に自転車利用を促進できる環境の実現を目的に行う。

(7)環境イベントとの連携事業

自転車が地球環境にやさしい乗り物であることから、意識の高い国民への自転車利用の促進、ひいては循環型社会の中で自転車を重要な交通手段として位置付ける機運の醸成を図るために、環境イベント等を主催している団体などと連携を図る。

(8) サイクルツーリズム推進事業

自転車活用推進法第8条『重点的施策』第14項に掲げられている「自転車を活用して国内外からの観光旅客の促進、観光地の魅力の増進その他地域の活性化に資するものに対する支援」にあるとおり、近年国土交通省・観光庁を始め、地方自治体や「道の駅」等を運営する第三セクターなどの公的機関が、積極的にサイクルツーリズムによる地域活性化に力を入れていることから、こうした事業を推進する地方自治体等からの要請を受けて、自転車による地域活性化のためのコンサルティング・イベント実施等の業務を受託する。

3. 自転車・モーターサイクル・障害者スポーツの支援に資する事業【※2】

オフィシャルメカニックサポートトラック開発研究事業

1990年に宇都宮市で開催された世界選手権自転車競技大会に合わせて、世界各国から参加する選手の自転車を整備するため、大会現場でフレーム溶接も含めあらゆる自転車整備・加工に対応できる「移動救急病院」的メカニックサポートトラックが開発されて以降、本会『ツアー・オブ・ジャパン』の第1回大会からオフィシャルメカニックサポート業務を実施してきている。

来る2020東京五輪開催まであと2年、本トラックは就航満28年目を迎え老朽化が激しくいつ壊れてもおかしくない状態であるため、昨今普及が著しい電動シフトシステムの整備にも対応できる機能を開発するなど、我が国自転車競技界に貢献できる、新たなオフィシャルメカニックサポートトラックの開発研究を行い、TOJを始め国民体育大会や国際競輪等において、実地調査を実施する。

4. 自転車 ADR 事業

自転車と歩行者、自転車同士の事故が増加している中、保険制度の未整備や賠償責任意識の希薄さから、自転車関連事故における当事者間の紛争も増えている。また、自転車の交通事故を専門に扱う機関がないことから、紛争処理に多大な経費・労力がかかることや、結果として泣き寝入りになることが見受けられる。こうした状況を鑑み、本会が自転車関係団体等の協力の下、自転車専門のADRセンターを立ち上げた。

本年度においては、引き続き、「自転車ADRセンターのウェブサイト」を活用した事業の広報を行うとともに、業務体制を充実させ、より一層の自転車事故に関する紛争解決・防止に努める。また、自転車交通事故に関連する情報の収集方法を確立するとともに、本センターが取り扱った事故・紛争事例の分析から自転車利用者への事故予防啓発を行い、ひいては自転車に関する法制度の整備・発展につなげていくものとする。

5. 自転車関連機器の普及等事業

自転車競技運営に欠かせない映像機器、投票業務用機器等自転車競技用機器等のリースを、希望者に対して実施し、自転車競技施設の近代化に寄与する。また、自転車競技の円滑な運営と高い競技レベルの維持に資するため、競技用自転車タイヤに関し、本会で製品の備蓄を行い、利用者に販売する他、関連する自転車アクセサリーの販売も行う。

6. 財団の運営等に関する業務

自転車総合ビル(目黒)の管理運営・保守業務を行うとともに、前年度(2月19日～)から実施している外壁の補修(タイル・窓カーテンウォールコーキング)など大規模改修工事については、4月下旬完了を目指す。その他、ビル竣工から25年以上が経過しているため、必要に応じて、各種修繕を行う。

また、赤坂インターシティAIRの完成(平成29年8月31日竣工)及び取得床の価格の確定に伴い、赤坂インターシティAIR管理組合を通じて同ビルの管理運営・保守業務を赤坂インターシティマネジメントに引き続き委託し、安定的な不動産賃貸収益を確保する。

なお、赤坂一丁目地区市街地再開発組合については、本年度組合業務の精算が終了次第総会を開催し解散するものとする。

財団の運営については、平成30年5月と平成31年3月に通常理事会を開催するとともに、定時評議員会を平成30年6月に開催する。なお、今期においては、理事5名、監事2名が改選となる。また、平成30年6月に平成29年度公益目的支出計画実施報告書を内閣府公益等認定委員会に提出する予定である。

***なお、【※】の事業については、(公財)JKAからの公益振興補助事業として実施する。**

***また、【※2】の事業については、(公財)JKAからの機械振興補助事業として実施する。**